

第 1 回空家等対策協議会後の本市の状況

1. 協議会以後の取組み

- ・ 第 1 回協議会（平成 28 年 2 月 2 日開催）
「大阪市特定空家等に対する措置等に関する方針」を策定
本方針に基づき特定空家等の所有者等に対し助言・指導等を開始（2 月～）
- ・ 各区役所に相談窓口を設置（平成 28 年 4 月 1 日）
区役所を拠点に、関係局と連携しながら特定空家等の所有者等の調査や助言・指導等を開始

2. 各区役所の相談窓口での特定空家等の相談状況

- ・ 通報件数 約 60 件
うち空家法該当見込件数 約 50 件
（ただし、平成 28 年 4 月 1 日～5 月 16 日まで）

（参 考）

- ・ 平成 27 年度まで
空家法該当で区役所への引継件数 約 370 件
（ただし、区役所への引継ぎは相談窓口が設置された平成 28 年 4 月以降）